

登別市備蓄整備方針

登 別 市

平成25年3月策定

令和 7年3月更新

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 基本的な考え方 | 2 |
| (1) 家庭内備蓄 | |
| (2) 事業所内備蓄 | |
| (3) 流通備蓄 | |
| (4) 行政備蓄 | |
| 3 備蓄品交付対象者 | 4 |
| (1) 災害想定 | |
| (2) 備蓄品交付対象者 | |
| 4 備蓄拠点と保管場所 | 5 |
| (1) 備蓄拠点 | |
| (2) 保管場所 | |
| 5 備蓄品目と備蓄目標 | 6 |
| (1) 備蓄品目 | |
| (2) 行政備蓄の考え方 | |
| (3) 備蓄品目別交付対象者及び備蓄目標数 | |
| (4) 流通備蓄による重点確保品目 | |
| (5) 備蓄品の配置 | |
| 6 備蓄整備(購入)計画 | 13 |
| (1) 主要な備蓄品について | |
| (2) 備蓄品の有効活用 | |
| 【別表】 | 16 |
| (別表1) 物資の供給等に関する協定一覧 | |
| (別表2) 主な備蓄場所 | |
| (別表3) 主な備蓄品の内容 | |

1 はじめに

災害に対する備えは、平時から防災訓練や施設の整備を行い、被害を最小限にとどめる予防的な備えと併せて、災害発生後も命をつなぐための食料をはじめとした物資と資器材の備蓄を行っておく必要がある。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条では、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。」とされ、防災に関する必要な物資及び資材の備蓄等は、災害予防責任者(地方公共団体の長等)の義務とされている。

本市は、登別市地域防災計画中の「救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画」において基本的な方針を規定し、「登別市備蓄整備方針」に基づき、計画的な食料及び防災資機材等の備蓄に努めてきたところであり、平成24年11月の暴風雪による大規模停電の発生や、平成30年9月の北海道胆振東部地震における大規模停電などを教訓に見直しを行ってきた。

また、令和3年7月に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、最大クラスの津波が発生した場合の新たな津波浸水想定が発表され、本市においては、同年10月に同法に基づく津波災害警戒区域が指定された。さらに、令和4年7月に津波浸水想定を基にした「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」が公表され、本市の建物被害(全壊棟数)14,000棟、人的被害(冬・深夜で早期避難率が低い場合の死者数)20,000人とされたところ、令和6年1月に発生した能登半島地震では、真冬の災害であったことから防寒対策の不足などが課題となった。

本市においては、このような状況と過去の災害及び新型コロナウイルス感染症などから得られた課題を本計画に反映させるとともに、今後とも、必要に応じて随時見直しを行い修正することとする。

2 基本的な考え方

災害時には、食料、飲料水、生活必需品など市民の生活を守る物資や応急対策活動を円滑に実施する防災資機材等の確保が必要なため、平時から、市として最低限の備蓄と民間企業等からの調達体制の整備に努めつつ、家庭内備蓄や事業所、自主防災組織等における備蓄を奨励し、市民、事業者及び行政が一体となった備蓄体制を構築するものとする。

(1) 家庭内備蓄

市民は災害時に備え、自らの家庭内において「最低3日間、推奨1週間」の食料や飲料水及び衣類、携帯電話充電器、ラジオ、懐中電灯、医薬品等を用意し、すぐに持ち出せるよう保管するなど、日頃から災害時に必要な物資等を準備しておくものとする。

また、備蓄に当たっては、日常的に使用している食品を活用するローリングストック方式や長期保存可能なもの、調理に手間のかからない品目を確保するなど、実践しやすい内容を市民に啓発するよう努める。

【家庭内備蓄品の例】

食 糧： レトルト食品、アルファ化米、乾パン、缶詰等

飲 料 水： 1人当たり1日3L以上

生活用品等： 衣類(防寒着)、カイロ、毛布、軍手、タオル、ティッシュ、懐中電灯
ラジオ、携帯電話充電器、救急医療品、常備薬、衛生用品
携帯トイレ、マスク、消毒液 等

(2) 事業所内備蓄

家庭内備蓄と同様に「最低3日間、推奨1週間」の備蓄品を事業所内に確保する。

また、各事業所は、帰宅が困難となった者の災害時の応急処置を講じるための食料や資機材等を備蓄し、施設の利用者や従業員等の安全確保に努める。

(3) 流通備蓄

市では災害時に必要な食料、生活必需品、資機材の供給、運搬等に関して、あらかじめ民間企業等と各種協定を締結しており、災害時には、これらの協定に基づき円滑な物資の調達に努め避難所等に配分する。

また、市は各事業者と定期的に連絡をとり、提供可能な物資及び量の把握に努める。

(4) 行政備蓄

大規模災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、市はこれらの災害に備え、平時から計画的に食料、生活必需品及び避

難所資機材等の備蓄に努めるとともに、これらの物資等を必要とする避難所に運搬できる環境を確保する。

物資の調達等に関する協定一覧は、別表1のとおり。

【災害時の物資調達に関するイメージ】

| 日数 | 1日 | 2日 | 3日以降 |
|---------------|------------|----|------|
| 物資の調達に関する基本方針 | 家庭内備蓄 | | |
| | 協定業者等からの調達 | | |
| | 全国からの救援物資 | | |
| | 市による備蓄 | | |

3 備蓄品交付対象者

(1) 災害想定

ア 地震

平成28年度地震被害想定調結果報告書(平成30年2月 北海道)によると、登別市の地震被害想定結果の避難者数は1,881人とされている。

イ 津波災害

太平洋沿岸の津波浸水想定(令和3年7月 北海道)及び被害想定(令和4年7月 北海道)では、最大で約8割の市街地が浸水し、浸水予測地域人口は、市民約37,000人(深夜帯人口)、観光客約5,000人(令和5年8月の1日平均宿泊数)、合計約42,000人が影響を受ける可能性がある。

ウ 大雨・洪水・土砂災害

大雨による洪水や土砂災害は、市の全域にわたって同時期に発生するのではなく、限られた地域において発生すると想定する。

なお、胆振幌別川・来馬川洪水浸水想定(想定最大規模)(令和4年11月北海道)では、同河川が氾濫し洪水が発生した場合の浸水予測地域人口は、市民約10,700人が影響を受ける可能性がある。

(2) 備蓄品交付対象者

備蓄品については、全量を行政が備蓄するのではなく、市民、事業者及び行政が連携し、必要な食料及び物品等を確保することを前提に、当市における最大の被害が想定される津波災害に対応すべく、42,000人を交付対象者とする。

4 備蓄拠点と保管場所

(1) 備蓄拠点

避難所は住民等の速やかな避難を確保するため、人員の配置、備蓄品の搬入及び情報伝達(広報)等を考慮しつつ、より多くの避難者を受け入れることが可能な登別・登別温泉地区、幌別地区及び鷺別地区の大型公共施設4箇所を避難所として優先的に開設することとしている。

このため、災害用備蓄品についても、各地区の優先的に開設する避難所を中心に配置するとともに、カルルス地区及び鉱山地区については、連絡道路が限られ土砂災害等により孤立化するおそれがあることを踏まえ、主な備蓄拠点は別表2のとおりとし、災害の状況に応じて他の避難所にも速やかに物資を提供できるようにする。

(2) 保管場所

備蓄品の保管場所は、主に市内の公共施設の空きスペース及び防災備蓄倉庫とし、保管場所の選定にあたっては、可能な限り津波及び洪水の浸水区域外、または津波避難ビルに適合するような施設の避難スペースと同等の階層及び土砂災害等の危険が少ない施設とする。

5 備蓄品目と備蓄目標

(1) 備蓄品目

備蓄品目については、市民の生命維持を最優先事項として避難等で必要となる、別表3に掲げる食料、飲料、台所・食器、電化製品、生活用品、避難所備品・応急用品、燃料その他の物資について年次的に整備する。

なお、そのほか必要となった品目については、事業所等との協定を活用して適宜整備する。

(2) 行政備蓄の考え方

基本となる備蓄品の交付対象者数は、3(2)で示した42,000人とするが、その対象者全員分を行政が備蓄するのではなく、登別市地域防災計画に定める「災害時の物資調達に関する基本方針」に基づき、概ね発災から1日目までに必要な交付対象者を設定する。

なお、行政備蓄の目標数は、定期的な買い換えのための財源や保管場所の確保等を考慮して設定することとし、次のとおり備蓄目標の割合を設定する。

ア 家庭内備蓄:50%

(登別市総合計画第3期基本計画の進捗状況管理指標より「非常持ち出し品を備えている人の割合」を基に算出)

イ 事業所内備蓄:10%

(備蓄物資交付対象者数に含まれる観光客数(全体の1割程度)はホテルや飲食店等で補うことを想定)

ウ 流通備蓄:25%

(発災後、1日目の終盤には災害時応援協定業者等からの流通備蓄が開始されると想定)

エ 行政備蓄:15%

上記ア～エより、基本となる行政備蓄の交付対象者を6,500人(42,000人×15% = 6,300 ÷ 6,500)とする。

また、避難所における生活必需品や一部の資機材の備蓄目標数については、次の主要避難所における収容可能人数から算出することとし、基本となる行政備蓄の交付対象者を1,300人とする。

| 主要避難所 | 収容可能人数 | |
|--------------|--------|--------------------|
| 市民会館 | 410人 | 計1,225人 ≒1,300人 |
| 鷺別コミュニティセンター | 230人 | |
| 観光交流センター | 110人 | |
| 鉄南ふれあいセンター | 230人 | |
| その他1箇所(平均) | 245人 | |

(3) 備蓄品目別交付対象者及び備蓄目標数

基本となる行政備蓄の交付対象者は5(2)のとおりとするが、備蓄品目別に交付対象者を想定する必要があるものについては、登別市年代別人口(令和6年3月31日現在)から交付対象者を想定し、備蓄目標数を設定する。

ア 食料・飲料水

基本となる行政備蓄の交付対象者は6,500人とする。

(ア) アルファ化米、缶詰パン、ゼリー(主食類)

登別市の人口の2歳以上の割合(約99.0%)から算出する。

(イ) ビスケット、クッキー、スープ等(補食類)

登別市の人口の2歳以上の割合(約99.0%)から算出する。

(ウ) 育児用粉ミルク、育児用液体ミルク、育児用アレルギー対応粉ミルク

登別市の人口の0~1歳までの割合(約1.0%)から算出する。

また、厚生労働省のデータに基づき、食物アレルギー保有者を約2.0%としてアレルギー対応ミルクの交付対象者を算出する。

| 品目 | 対象者 | 1人 当たり | 備蓄目標数 |
|-----------------------|-------|-----------|--|
| アルファ化米 | 99.0% | 3食 | 6,500人×99.0%×3食×1.1(安全率) =21,236食≒22,000食 |
| 缶詰パン | | | |
| ゼリー(主食類) | | | |
| 補食類 | 99.0% | 1食 | 6,500人×99.0%=6,435人×1食=6,435食≒6,500食 |
| 育児用粉ミルク (100ml/個) | 1.0% | 5食 | 6,500人×1.0%×5食 =325食≒400食 |
| 育児用液体ミルク (240ml/個) | 1.0% | 2食 | 6,500人×1.0%×2食 =130食≒100食 |

| | | | |
|----------------|---------------|----|--------------------------------|
| 育児用アレルギー対応粉ミルク | 1.0% ×2.0% | 5食 | 6,500人×1.0%×5食×2.0% =7食÷10食 |
|----------------|---------------|----|--------------------------------|

(エ) 飲料水

飲料水は、1人1日3リットルの確保を目指す。保管場所の確保の観点から、行政備蓄は1人1日0.5リットルとする。(行政備蓄、流通備蓄、浄水場等からの直接補給等を見込む)

| 品目 | 対象者 | 1人 当たり | 備蓄目標数 |
|----------------|------|-----------|-----------------------|
| 飲料水 (500ml) | 100% | 1本 | 6,500人×100%×1本=6,500本 |

イ 生活必需品

基本となる行政備蓄の交付対象者は、避難所以外で利用する避難者等への交付を想定し、品目別に6,500人と1,300人に分けて設定する。

また、「携帯トイレ」「生理用品」「おむつ(こども用)」等については、内閣府の避難所ガイドラインより、1日5回使用すると想定する。

(ア) マスク(大人用)

登別市の人口の13歳以上の割合(約92%)から算出する。

(イ) マスク(子ども用)

登別市の人口の12歳以下の割合(約8%)から算出する。

(ウ) 生理用品

登別市の人口の13歳以上50歳以下の女性の割合(約33%)及びその25%が生理用品を必要と想定し算出(約33%×25%=約8.3%)する。

(エ) おむつ(大人用)

要介護3以上の認定を受けている登別市民約700人(令和4年2月28日現在)のうち、15%(行政備蓄割合)が必要と想定して算出する。

(オ) おむつ(子ども用)

登別市の人口の0~3歳までの割合(約2%)から算出する。

(カ) 哺乳瓶

登別市の人口の0~1歳までの割合(約1.0%)から算出する。

| 品目 | 対象者 | 1人 当たり | 備蓄目標数 |
|--------------------|-------------------|-----------|--|
| 室内スリッパ | 100% | 1足 | $1,300人 \times 100\% \times 1足$ =1,300足 |
| ボディーシート | 100% | 5枚 | $1,300人 \times 100\% \times 5枚$ =6,500枚 |
| 携帯トイレ | 100% | 5個 | $6,500人 \times 100\% \times 5個$ =32,500個 \div 40,000個 |
| ゴミ袋 | 100% | 1枚 | $1,300人 \times 100\% \times 1枚$ =1,300枚 |
| タオル | 100% | 5枚 | $1,300人 \times 100\% \times 5枚$ =6,500枚 |
| ペーパータオル | 100% | 5枚 | $1,300人 \times 100\% \times 5枚$ =6,500枚 |
| マスク(大人用) | 92% | 1枚 | $1,300人 \times 92\% \times 1枚$ =1,196枚 \div 1,300枚 |
| マスク(子供用) | 8% | 1枚 | $1,300人 \times 8\% \times 1枚$ =104枚 \div 150枚 |
| 生理用品 | 8.3% | 5枚 | $6,500人 \times 8.3\% \times 5枚$ =2,697枚 \div 2,800枚 |
| おむつ(大人用) パンツ型 | 要介護3~5 行政備蓄15% | 3枚 | $700人 \times 15\% \times 3枚$ =315枚 \div 350枚 |
| おむつ(大人用) 尿取りパット | 要介護3~5 行政備蓄15% | 2枚 | $700人 \times 15\% \times 2枚$ =210枚 \div 250枚 |
| おむつ(子ども用) | 2% | 5枚 | $6,500人 \times 2\% \times 5枚$ =650枚 \div 700枚 |
| 哺乳瓶 | 1% | 7本 | $6,500人 \times 1\% \times 7本$ =455本 \div 500本 |

ウ 資器材

資器材の備蓄は、優先的に開設する避難所4箇所を安全を考慮して1箇所を加えた5箇所の避難所開設を想定し、1施設あたりの備蓄目標数を次のとおりとする。

また、「乾電池」については、使用用途から逆算し、後述する6(3)のとおりとする。

| 品目 | 1避難所 当たり | 備蓄目標数 |
|--------------|-------------------|----------------------|
| 簡易トイレ | 2台 | 2台×5箇所 = 10台 |
| トイレ用テント | 2台 | 2台×5箇所 = 10台 |
| 体温計(非接触型) | 2個 | 2個×5箇所 = 10個 |
| 救急箱 | 1箱 | 1箱×5箇所 = 5箱 |
| フェイスシールド | 50枚 | 50枚×5箇所 = 250枚 |
| ゴーグル | 2個 | 2個×5箇所 = 10個 |
| 使い捨て手袋 | 150枚 | 150枚×5箇所 = 750枚 |
| 使い捨てエプロン | 100枚 | 100枚×5箇所 = 500枚 |
| アルコール消毒液(1L) | 10個 | 10個×5箇所 = 50個 |
| トイレ用ペーパー | 100個 | 100個×5箇所 = 500個 |
| カセットガスコンロ | 3台 | 3台×5箇所 = 15台 |
| やかん | 3個 | 3個×5箇所 = 15個 |
| 乾電池 | (後述する「6(3)資機材」参照) | |
| 延長コード | 1本 | 1本×5箇所 = 5本 |
| 電エドラム | 5台 | 5台×5箇所 = 25台 |
| 懐中電灯 | 20個 | 20個×5箇所 = 100個 |
| ランタン | 50個 | 50個×5箇所 = 250個 |
| 携帯用充電器 | 5個 | 5個×5箇所 = 25個 |
| 投光器 | 5台 | 5台×5箇所 = 25台 |
| ラジオ | 10台 | 10台×5箇所 = 50台 |
| 拡声器 | 10台 | 10台×5箇所 = 50台 |
| 発電機(ガス・ガソリン) | 5台 | 5台×5箇所 = 25台 |
| ストーブ(石油・ガス) | 5台 | 5台×5箇所 = 25台 |
| 嘔吐物処理セット | 10個 | 10個×5箇所 = 50個 |
| 屋外用テント | 5張 | 5張×5箇所 = 25張 |
| 室内用テント | 2張 | 2張×5箇所 = 10張 |
| パーティション | 1, 300区画 | 260区画×5箇所 = 1, 300区画 |
| 毛布 | 1, 300枚 | 260枚×5箇所 = 1, 300枚 |
| 寝袋 | 1, 300枚 | 260枚×5箇所 = 1, 300枚 |
| 段ボールベット | 650台 | 130台×5箇所 = 650台 |

| | | |
|------------|------|----------------|
| GIベット | 650台 | 130台×5箇所 =650台 |
| 床用敷きマット | 100枚 | 100枚×5箇所 =500枚 |
| 誘導棒 | 5本 | 5本×5箇所 = 25本 |
| 防災ベスト | 40着 | 40着×5箇所 =200着 |
| ブルーシート | 20枚 | 20枚×5箇所 =100枚 |
| ヘルメット | 40個 | 40個×5箇所 =200個 |
| ガソリン携行缶 | 10台 | 10台×5箇所 = 50台 |
| ポリタンク(灯油用) | 2個 | 2個×5箇所 = 10個 |
| 水袋 | 100個 | 100個×5箇所 =500個 |

※上記備蓄目標数は、各地区合町内会に管理を一任している「発電機(ガソリン)」「ガソリン携行缶」(各31個)を除く。

(4) 流通備蓄による重点確保品目

災害時の物資供給については、登別市地域防災計画「物資の調達に関する基本方針」に基づき、避難所開設時において行政備蓄及び家庭内備蓄を活用することとするが、避難所開設初期や避難所開設期間が長期にわたる場合は、事業所等との協定により物資を確保する。

その際に必要となる物資は、災害の発生状況や開設期間の見込みにより様々なケースが想定されるところであるが、北海道胆振東部地震において長期避難を要した被災地の状況に鑑み、下記の物資については、優先的確保に努める。

ア 避難所開設初期から調達に努めるもの

- ・ 水、簡易ベット、簡易トイレ、発電機

イ 避難所開設期間の長期化に伴い調達に努めるもの

- ・ 洗濯機、電子レンジ

(5) 備蓄品の配置

ア カルルス地区(令和6年3月末現在)

カルルス地区は、輸送道路が途絶した場合を考慮し、住民及び宿泊可能人数の7割の人数に1日分(3食)を確保する。

| カルルス地区 | | |
|--------|---------|--------------|
| 居住者 | | 24人 |
| 宿泊施設 | 鈴木旅館 | 70人×0.7= 49人 |
| | 湯本オロフレ荘 | 40人×0.7= 28人 |
| | 森の湯山静館 | 63人×0.7= 44人 |
| | 計 | 145人 |

【必要備蓄数】

$$145人 \times 1日 \times 3食 = 435食 + 150食(予備) \doteq 600食$$

イ 鉾山地区

鉾山地区は、輸送経路が1ルートしかないため、住民及び宿泊可能人数の7割の人数に3日分(9食)を確保する。

| 鉾山地区 | | |
|------|---------|--------------|
| 居住者 | | 14人 |
| 宿泊施設 | ふおれすと鉾山 | 80人×0.7= 56人 |
| | 計 | 70人 |

【必要備蓄数】

$$70人 \times 3日 \times 3食 = 630食 + 150食(予備) \doteq 800食$$

ウ 登別温泉地区、登別地区、幌別地区、鷺別地区

当該地区は、22,000食からカルルス地区(600食)及び鉾山地区(800食)の分を差し引いた20,600食を別表2の備蓄場所に保管する。

6 備蓄整備(購入)計画

(1) 主要な備蓄品について

主要な備蓄品の整備(購入)の考え方について次のとおり定め、計画的に備蓄していくこととする。

なお、次のそれぞれの備蓄品の年次購入計画については、別に定める。

ア 食料・飲料水

- ・ 食料や飲料水については、可能な限り賞味期限の長いものを備蓄することとする。
- ・ 有効活用を図る観点から、賞味期限を半年程度前倒した数量の備蓄に努める。
- ・ 可能な限り保存期間の長いものを購入することとするが、粉ミルクなど保存期間が1年程度のものは、毎年購入することとする。

イ 生活必需品

- ・ 紙おむつ(乳幼児用・大人用)や生理用品については、使用推奨期限が製造日から3年程度のもを購入することとし、使用推奨期限が1年未満になったものは入れ替えを行う。
- ・ 携帯トイレは、排泄物凝固剤の使用推奨期限により、毎年計画的に購入することとする。
- ・ 哺乳瓶は、使用推奨期限により毎年計画的に購入することとする。
- ・ 障がい者用トイレやオストメイト対応トイレ等についても整備を進めるものとする。
- ・ 軽微な外傷及び健康管理等に必要な物品については、消毒薬等の使用期限や使い捨て手袋等の劣化の状況により計画的に更新を行う。

ウ 資機材

- ・ 毛布は、長期保存が可能な真空パックのものを毎年計画的に購入することとし、長期間経過したものは、保存状況を確認し必要に応じてクリーニングや入れ替え等を行う。
- ・ 寝袋は丸洗いが可能なものを毎年計画的に購入することとし、長期間経過したものは、保存状況を確認し必要に応じてクリーニングや入れ替え等を行う。
- ・ 発電機等の資機材は、保管状況や耐用年数を考慮しながら計画的に整備・更新を行う。また、故障等が生じた場合は、随時修繕や補充等を行う。
- ・ 乾電池は使用推奨期限が5年程度であり、備蓄している資機材の数量から逆算して、次のとおり5年サイクルで年次的に購入する。
- ・ 灯油は備蓄している灯油ストーブの数量に合わせポリタンク(18L)に備蓄することとし、劣化や変質等を鑑み1年サイクルで購入する。

| 資機材 | 種類 | 資機材備蓄数 | 必要数 | 総数 |
|---------|----------|--------|------|------|
| 懐中電灯 | 単1電池(4本) | 87台 | 348本 | 382本 |
| 灯油ストーブ | 単1電池(2本) | 17台 | 34本 | |
| | 灯油 | | 18L | 306L |
| 誘導棒 | 単2電池(2本) | 20本 | 40本 | 40本 |
| ラジオ | 単3電池(4本) | 45台 | 180本 | 988本 |
| メガホン | 単3電池(4本) | 52台 | 208本 | |
| LEDライト | 単3電池(4本) | 150個 | 600本 | |
| 非接触型体温計 | 単4電池(2本) | 30本 | 60本 | |

【購入量】

単1電池 382本 ÷ 5年 ≒ 80本 / 年

単2電池 40本 ÷ 5年 ≒ 10本 / 年

単3電池 988本 ÷ 5年 ≒ 200本 / 年

単4電池 60本 ÷ 5年 ≒ 12本 / 年

※災害等の発生により消耗した場合は必要数量を追加で購入するものとする。

※その他、ボタン電池についても一定数備蓄するものとする。

- ・ 市役所新庁舎にマンホールトイレの下部構造が整備されることから、5基の上部構造物を購入し備蓄することとする。

※マンホールトイレの上部構造物とは、マンホールトイレに対応した簡易テント及び簡易トイレを示している。

(2) 備蓄品の有効活用

保存期間が半年未満となった食料や使用期限が迫った生活用品については食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、町内会等の防災訓練や防災研修などにおける試食用品としての活用、防災に関する協力団体等への提供及びフードバンクなどの社会福祉活動への協力などにより、可能な限り有効活用する。

別表1 物資の調達等に関する協定一覧

| N O | 協定名 | 締結先 | 概要 | 締結年月日 |
|--------|--|-------------------|---|------------|
| 1 | 災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定 | (社)室蘭地区トラック協会 | 災害時における救助物資等の輸送のための貨物自動車の調達に関する協定 (物資輸送) | 平 10. 1.17 |
| 2 | 生活必需物資の調達に関する協定 | 登別商工会議所 | 災害時における生活必需物資の調達に関する協定 (寝具、外衣、肌着、炊事道具、食器、日用品、食料品等) | 平 10. 9.22 |
| 3 | 災害時における応急生活物資供給の協力及び緊急避難所の提供に関する協定 | イオン北海道(株) | 災害時における応急生活物資(保有商品)の供給及び緊急避難場所(駐車場)の提供に関する協定 (食品、飲料、寝具、衣類、日用品) | 平 20. 1.28 |
| 4 | 災害時における燃料の供給及び施設の利用等の協力に関する協定 | 胆振地方石油販売業協同組合 | 災害時における市の行う応急措置業務並びに市民生活のための燃料の供給及び施設の利用に関する協定 (燃料(石油)) | 平 20.10.10 |
| 5 | 災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定 | 登別ガス協同組合 | 災害時等におけるLPガスの供給及び搬入に関する協定 (LPガス) | 平 22. 7. 7 |
| 6 | 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定 | 北海道コカ・コーラボトリング(株) | 災害時等における災害対応型自動販売機による情報提供及び自動販売機内在庫飲料の提供に関する協定 (自動販売機内在庫飲料) | 平 22.12.22 |
| 7 | 災害時における飲料の提供等に関する協定 | サントリーフーズ(株) | 災害時における自動販売機内在庫飲料の提供及び備蓄用飲料水の提供に関する協定 (自動販売機内在庫飲料、飲料水) | 平 23. 4.26 |
| 8 | 災害等の発生時における登別市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 | 北海道エルピーガス災害対策協議会 | 災害等の発生時における被災場所の応急措置及び復旧工事、LPガスの供給及び関連機器の設置工事等に関する協定 (LPガス) | 平 23.12.21 |
| 9 | 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 | (株)カナモト登別出張所 | 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等) | 平 24. 5.21 |
| 10 | 災害時における医薬品及び応急生活物資供給の協力に関する協定 | (株)ツルハ | 災害時における医薬品及び生活必需物資等の供給に関する協定 (医薬品、食料品、日用品等) | 平 24. 6.28 |
| 11 | 災害時における医薬品及び応急生活物資供給の協力に関する協定 | (株)サッポロドラッグストアー | 災害時における医薬品及び生活必需物資等の供給に関する協定 (医薬品、食料品、日用品等) | 平 24. 7.17 |
| 12 | 災害時における応急物資の供給の協力に関する協定 | マックスバリュ北海道(株) | 災害時における食料品及び生活必需物資等の供給に関する協定 (食料品、日用品等) | 平 24. 7.17 |
| 13 | 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 | (株)共成レンテム登別営業所 | 災害時における機材の提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等) | 平 24. 8. 8 |
| 14 | 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 | (株)ナガワ | 災害時における機材の提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等) | 平 24. 8.28 |
| 15 | 災害時における応急物資の供給の協力に関する協定 | 生活協同組合コープさっぽろ | 災害時における生活必需物資等の提供に関する協定 (食料品、日用品等) | 平 24. 9. 4 |
| 16 | 災害時における食糧供給の協力に関する協定 | 西山製麺(株) | 災害時における応急食糧の供給に関する協定 (製麺) | 平 25.10.31 |
| 17 | 災害時における食糧供給の協力に関する協定 | (株)ロバパン | 災害時における応急食糧の供給に関する協定 (パン) | 平 25.10.31 |

| | | | | |
|----|----------------------------------|------------------------------|---|------------|
| 18 | 災害時における食品及び飲料の供給に関する協定 | サッポロウエシマコーピー(株) (株)北海小型運輸 | 災害時における食品及び飲料の供給に関する協定 (食品、飲料) | 平 26.11.19 |
| 19 | 災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定 | (株)セブンイレブンジャパン | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定 (食料品、飲料品、生活物資) | 平 28. 2.26 |
| 20 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | (株)ゼンリン | 災害時における地図製品等の供給に関する協定 (住宅地図、広域地図、住宅地図配信サービス) | 平 29. 8. 7 |
| 21 | 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定 | (株)アクティオ北海道支店 | 災害時におけるレンタル機材の優先提供に関する協定 (発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等) | 平 30. 9.27 |
| 22 | 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定 | 合同容器(株) Jパックス(株) | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定 (段ボール製ベット・シート・間仕切り等) | 令 1. 9.20 |
| 23 | 災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書 | (株)オウルテック | 災害時における電子関連物品等の供給に関する協定 (電子関連物品等) | 令 2. 7. 1 |
| 24 | 災害時における電子関連物品等の供給に関する協定書 | (株)MOTTERU | 災害時における電子関連物品等の供給に関する協定 (電子関連物品等) | 令 2.12. 1 |
| 25 | 登別市と株式会社わかさいも本舗との地方創生に関する包括連携協定書 | (株)わかさいも本舗 | 相互連携によりそれぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進するため、防災・災害対策に関すること等、地方創生の実現に関する包括連携協定 | 令 3. 1.27 |
| 26 | 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定 | NPO 法人コメリ災害対策センター | 災害発生に際し、生活必需物資等の確保を図るため、物資の調達を要請する協定 | 令 5.11.24 |

別表2 主な備蓄拠点

| 備蓄地区 | 施設名 | 所在地 | 備蓄場所 | |
|------------|-------------------|------------------|--------|--------------------|
| | | | 階 | 場所 |
| 登別温泉地区 | 登別市消防署東支署 | 中登別町 207 番地 | 1階 | 備蓄倉庫 |
| カルルス地区 | 薬師神社 | カルルス町 4 番地 17 | 1階 | 薬師神社 |
| | | | 屋外 | 倉庫 |
| 鉢山地区 | ネイチャーセンター | 鉢山町 8 番地 3 | 1階 | 玄関横倉庫 |
| 登別地区 | 観光交流センター | 登別港町 1 丁目 4 番地 9 | 2階 | 倉庫 |
| 幌別地区 | 市役所本庁舎 | 中央町 6 丁目 11 番地 | 1階 | 国民健康保険G向かい倉庫 |
| | | | 屋外 | 防災備蓄倉庫 |
| | 総合福祉センター | 片倉町 6 丁目 9 番地 1 | 屋外 | 防災備蓄倉庫 |
| | 日本工学院北海道専門学校 | 札内町 184 番地 3 | 1階 | 体育館部室 |
| | 青葉小学校 | 青葉町 3 番地 3 | 1階 | 体育館更衣室 |
| | 幌別中学校 | 千歳町 3 丁目 1 番地 3 | 1階 | 職員玄関から入って左の資料室 |
| | 登別市民会館 | 富士町 7 丁目 33 番地 1 | 1階 | 大ホール廊下床下 |
| | | | 2階 | 登別市文化・スポーツ振興財団横の倉庫 |
| 屋外 | | | 防災備蓄倉庫 | |
| 鉄南ふれあいセンター | 幌別町 3 丁目 17 番地 1 | 屋外 | 防災備蓄倉庫 | |
| 鷺別・新生地区 | 登別市消防庁舎 | 富岸町 1 丁目 9 番地 | 1階 | 防災備蓄庫 |
| | 鷺別コミュニティセンター | 鷺別町 3 丁目 3 番地 4 | 2階 | 和室横の倉庫 |
| | | | 屋外 | 防災備蓄倉庫 |
| | 緑陽中学校 | 富岸町 1 丁目 11 番地 1 | 2階 | 給食配膳室 |
| | 若草小学校 | 若草町 1 丁目 1 番地 2 | 3階 | 多目的ホール向かい資料室 |
| | 富岸小学校 | 富岸町 2 丁目 17 番地 4 | 3階 | サーバー室 |
| 鷺別小学校 | 鷺別町 4 丁目 36 番地 21 | 4階 | 防災倉庫 | |

※ この表に定める施設のほか、自主防災組織・地域住民が災害対策の拠点とする指定避難所等については地域防災力の向上を図るため、別に定める発電機等の必要物品の備蓄を行うものとする。

別表3 主な備蓄品の内容

| 備蓄品目 | 内 容 |
|------------|--|
| 食料 | アルファ化米、缶詰パン、ゼリー(主食類) |
| | 粉ミルク(アレルギー対応含む)、液体ミルク |
| | ビスケット、クッキー等(補食類)、スープ |
| 水 | 飲料水 |
| 衣類 | 室内用スリッパ |
| 台所・食器 | 紙コップ、割り箸、スプーン |
| | カセットガスコンロ、やかん |
| 電化製品 | 乾電池(単1~4)、延長コード、電エドラム |
| | 懐中電灯、ランタン、携帯用充電器、投光器、ラジオ、拡声器、発電機(ガス・ガソリン等) |
| | ストーブ(石油・ガス) |
| 生活用品 | ボディーシート |
| | 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ用テント |
| | ゴミ袋、バケツ、 |
| | タオル、ペーパータオル、毛布 |
| | 寝袋、段ボールベット、GIベット |
| | 体温計(非接触型)、救急箱、マスク(大人用・子供用)、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、使い捨てエプロン、アルコール消毒液、嘔吐物処理セット |
| | トイレトペーパー、生理用品、大人用おむつ |
| ほ乳瓶、子供用おむつ | |
| 作業道具 | 脚立、スケール、軍手 |
| 避難所備品・応急用品 | 屋外用テント、室内用テント、パーティション、床用敷きマット、誘導棒、防災ベスト |
| | 土嚢袋、ブルーシート、ロープ、ヘルメット、ガソリン携行缶、ポリタンク(灯油用)、水袋 |
| 燃料 | 発電機用燃料(ガソリン、LPガス、カセットガス)、暖房用(LPガス、灯油) |

登別市総務部総務グループ（防災担当）

電話番号 0143-85-1130

Eメール bousai@city.noboribetsu.lg.jp